

平成30年度までの区債権の状況と平成31年度における
 収入率向上に向けた取組について

区では、「中野区の債権の管理に関する条例」の規定に基づき、債権の適正な管理に努め、収入率向上に向けた取組を進めてきたところである。

この度、区債権のこれまでの状況と、平成31年度における収入率向上に向けた取組を取りまとめたので、報告する。

1 平成30年度までの状況（※平成30年度の数値は速報値、23区順位は暫定）

(1) 区全体の未収金（国庫支出金等債権管理対象外の歳入を除く）について

区全体の収入未済額は、平成30年度で約48億円となり、平成26年度から約9億円圧縮することができた。これは、全体の約8割を占める主要3債権（特別区民税、国民健康保険料及び介護保険料）の収入未済額の減少によるところが大きい。

【表1】区全体の未収金額（国庫支出金等債権管理対象外の歳入を除く）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入未済額	5,774,682千円	5,385,003千円	5,296,095千円	4,925,222千円	4,816,564千円
対前年度増減額	▲ 768,857千円	▲ 389,678千円	▲ 88,908千円	▲ 370,874千円	▲ 108,658千円
不納欠損額	1,610,070千円	1,245,695千円	1,142,867千円	1,159,856千円	1,145,755千円
対前年度増減額	108,948千円	▲ 364,375千円	▲ 102,828千円	16,989千円	▲ 14,101千円

(2) 主要3債権について

主要3債権の平成30年度の収入未済額は約38億円で、平成26年度と比較すると、約11億円減少した。各債権の詳細は、下記のとおりである。

【表2】主要3債権合計

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入未済額	4,925,628千円	4,471,436千円	4,356,371千円	3,978,226千円	3,848,814千円
対前年度増減額	▲ 775,509千円	▲ 454,192千円	▲ 115,065千円	▲ 378,145千円	▲ 129,412千円
区債権全体に占める割合	85.3%	83.0%	82.3%	80.8%	79.9%
不納欠損額	1,496,769千円	1,169,387千円	1,053,565千円	1,079,510千円	1,057,501千円
対前年度増減額	64,610千円	▲ 319,382千円	▲ 115,822千円	25,945千円	▲ 22,009千円
区債権全体に占める割合	93.0%	93.9%	92.2%	93.1%	92.3%

ア 特別区民税

【現状】

収入率が年々増加して23区順位も上昇傾向にあるとともに、収入未済額は年々減少していることから、取組の効果が現れてきている。しかし、現年課税分の収入未済額は、平成30年度において約5億4千万で未だ全体の約45%を占めており、また、全体の調定額に対する滞納繰越分の割合が、23区平均と比べて依然として高い状況にある（23区：2.8%、区：4.0%）。

【課題】

滞納繰越を圧縮するためにも、より効果的な現年度対策が必要であるとともに、滞納者の実態に応じた滞納整理の強化が必要である。

【これまでの主な取組】

- ・ 国税OBである滞納整理専門員を活用した効果的な滞納処分
- ・ 給与特別徴収一斉指定に伴う特別徴収滞納整理の強化
- ・ 督促状発付時期を納期限後40日から30日に早めたことに伴う、委託事業者による電話催告・訪問送達の早期対応の強化

【表3】特別区民税

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入未済額	2,238,599千円	1,889,150千円	1,716,225千円	1,347,725千円	1,192,325千円
対前年度増減額	▲ 681,790千円	▲ 349,449千円	▲ 172,925千円	▲ 368,500千円	▲ 155,400千円
収入率	91.6%	93.2%	94.1%	95.3%	95.9%
23区順位	22位	21位	21位	19位	19位
不納欠損額	539,124千円	309,045千円	226,461千円	228,793千円	184,896千円
対前年度増減額	115,519千円	▲ 230,079千円	▲ 82,584千円	2,332千円	▲ 43,897千円

イ 国民健康保険料

【現状】

近年、収入率は伸び悩み、収入未済額も平成30年度は、前年度と比較して増となっている。その要因として、外国人や若年層の収入率が低いことが考えられる（外国人の収入率：59.9%、35歳未満の収入率：70.3%）。加入世帯数及び加入者数は、後期高齢者医療保険への移行や短時間労働者等に対する社会保険加入対象の拡大などにより減少傾向にある（平成30年度：対前年度比1.5%減 [世帯数]、2.45%減 [被保険者数]）。

【課題】

収入率が低い外国人や若年層に対する個々の事情に応じた効果的な対策が求められている。また、社会保険と国民健康保険の二重加入の解消にも引き続き取り組む必要がある。

【これまでの主な取組】

- ・ モバイルレジの導入による納付環境の向上
- ・ 滞納整理支援システムを活用した財産調査の効率化による差押対応の強化

- ・ 年金事務所から提供される年金加入者リストを活用した社会保険と国民健康保険の二重加入の解消の促進

【表4】国民健康保険料

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入未済額	2,518,305千円	2,409,550千円	2,465,923千円	2,457,865千円	2,505,329千円
対前年度増減額	▲ 92,870千円	▲ 108,755千円	56,373千円	▲ 8,058千円	47,464千円
収入率	73.1%	74.1%	74.1%	74.0%	73.4%
23区順位	10位	10位	13位	15位	17位
不納欠損額	888,970千円	791,359千円	761,241千円	780,430千円	796,124千円
対前年度増減額	▲ 70,142千円	▲ 89,611千円	▲ 30,118千円	19,189千円	15,694千円

ウ 介護保険料

【現状】

収入率、23区順位とも安定している。その要因として、介護保険料全体に占める特別徴収調定額の割合が年々増加していることが挙げられ、平成30年度では、86%が特別徴収、14%が普通徴収であった。平成29年8月から、年金受給資格期間が25年から10年に大幅に短縮され、年金受給対象者が拡大されたことから、今後も特別徴収調定額は増加する見込みである。

【課題】

特別徴収は100%の収納が見込まれることから、普通徴収の未収金対策を強化していく必要がある。

【これまでの主な取組】

- ・ 65歳到達者に送付する被保険者証にペイジー口座振替申込書を同封するなどの口座振替加入の推進
- ・ 長期・高額滞納者に対する財産調査、差押の実施等、滞納整理の強化

【表5】介護保険料

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入未済額	168,724千円	172,736千円	174,223千円	172,636千円	151,160千円
対前年度増減額	▲ 849千円	4,012千円	1,487千円	▲ 1,587千円	▲ 21,476千円
収入率	94.9%	95.4%	95.5%	95.5%	95.9%
23区順位	7位	6位	7位	6位	—
不納欠損額	68,675千円	68,983千円	65,863千円	70,287千円	76,481千円
対前年度増減額	19,233千円	308千円	▲ 3,120千円	4,424千円	6,194千円

(3) その他の債権について

区債権には主要3債権以外にも、後期高齢者医療保険料や保育園保育料などの強制徴収（差押等）できる公債権と、生活保護費返還金等過誤払返還金などの強制徴収できない公債権がある。また、公債権以外に各種福祉貸付金返還金や区営住宅使用料などの私債権がある。これらの主要3債権を除く公債権と私債権の平成30年度の収入未済額の合計は約9億7千万円となっている。

【表6】その他の債権合計

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入未済額	849,054 千円	913,567 千円	939,724 千円	946,996 千円	967,750 千円
対前年度増減額	6,652 千円	64,513 千円	26,157 千円	7,272 千円	20,754 千円
不納欠損額	113,301 千円	76,308 千円	89,302 千円	80,346 千円	88,256 千円
対前年度増減額	44,338 千円	▲ 36,993 千円	12,994 千円	▲ 8,956 千円	7,910 千円

【主な債権と取組】

ア 生活保護費の返還金・弁償金

- ・ 受給者の入院時や収入が入ることが想定される場合、速やかに入院時の基準変更や推定による収入認定を行うなど、過払金を発生させない取組を行った。
- ・ 過払金が発生した場合は、受給者の了解を得た上で可能な限り翌月以降の保護費から充当することにより、債権回収を進めた。

【表7】生活保護費返還金・弁償金

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入未済額	559,526 千円	640,229 千円	695,770 千円	731,041 千円	745,497 千円
対前年度増減額	25,285 千円	80,703 千円	55,541 千円	35,271 千円	14,456 千円
不納欠損額	73,655 千円	44,447 千円	38,530 千円	44,039 千円	47,852 千円
対前年度増減額	32,822 千円	▲ 29,208 千円	▲ 5,917 千円	5,509 千円	3,813 千円

イ 福祉資金貸付金返還金

- ・ 支払能力があるにもかかわらず納付に応じない滞納者について、平成29年度に裁判上の手続を開始し、平成30年度に給与差押えを行った。
- ・ 貸付金の償還が3か月間滞っている場合には、滞納者に催告書を送付すると同時に連帯保証人に対しても送付した。

【表8】福祉資金貸付金返還金

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
収入未済額	90,851 千円	85,198 千円	81,420 千円	65,656 千円	50,850 千円
対前年度増減額	▲ 6,075 千円	▲ 5,653 千円	▲ 3,778 千円	▲ 15,764 千円	▲ 14,806 千円
不納欠損額	3,519 千円	2,977 千円	1,040 千円	7,741 千円	7,955 千円
対前年度増減額	3,519 千円	▲ 542 千円	▲ 1,937 千円	6,701 千円	214 千円

2 平成31年度取組

(1) 主要3債権について

ア 特別区民税（目標収入率：96.8%）

- (ア) 滞納整理専門員の活用をし、職員では調査が困難な案件の財産調査の実施、職員への助言により、効率的な滞納処分を進める。
- (イ) 現年度対策として、督促状発送時期の繰上げ、早期差押え実施のための計画的な財産調査を進めるとともに、色付き封筒や後追いハガキなど効果を上げている施策を改善し、強化する。

- (ウ) 区外滞納者対策の強化として、戸籍住民窓口との連携により、滞納者が転出手続を行った際の税務課窓口への引継ぎの徹底、委託事業者（債権回収会社〔サービサー〕）による訪問・連絡依頼を行う。【新規・拡充】
- (エ) 詳細な財産調査の結果に基づく、担税力に応じた納税促進及び執行停止等の滞納処分の実施。
- (オ) 地方税共通納税システム、モバイルクレジット収納、ペイジー収納の導入等、納税しやすい環境を整備する。【新規・拡充】

イ 国民健康保険料（目標収入率：75.0%）

- (ア) 国民健康保険全窓口での口座振替勧奨、モバイルクレジット収納、ペイジー収納の導入等により、現年度分収入率の向上を図る。【新規・拡充】
- (イ) 財産調査、給与照会の早期着手、高額・困難案件については、滞納整理推進員からの指導・助言を受け、滞納繰越分の収入率向上を図る。
- (ウ) 社会保険加入状況調査、年金事務所から提供される年金加入者リストで社会保険加入者を把握し、国民健康保険喪失届出勧奨による二重加入の解消等、資格の適正管理により不要な調定額の圧縮を図る。
- (エ) 急増する外国人対策として、現在の外国語版ガイドブックに2か国語を追加した「外国語版ガイドブック」を作成し、ホームページ上でも閲覧可能とする。また、通訳タブレットの活用等により制度周知を図り、保険料納付勧奨を行う。【新規・拡充】

ウ 介護保険料（目標収入率：95.5%）

- (ア) 普通徴収の確実な収納のため、高齢者総合相談窓口、各地域事務所でのキャッシュカードによる口座振替手続により、口座振替原則化の徹底を図る。
- (イ) 催告書に給付制限の仕組みを案内する「お知らせ」を同封し、納付につなげる取組を継続して実施する他、給付制限実施前の手続時に納付勧奨を行う。
- (ウ) 財産調査の効率化、滞納初期の時点から高額滞納者を中心とした滞納処分、納付困難者への分割納付対応・履行状況確認など、状況に応じた保険料徴収体制を強化する。【新規・拡充】
- (エ) 通知等の返戻者に対する不現住調査依頼を確実に言い、調定額の適正化を図る。

(2) その他の債権について（主な債権）

ア 生活保護費の返還金・弁償金

- (ア) 訪問活動と事務処理を分業化し充実させることにより、受給者の生活状況の変動や収入発生等の的確な把握と、迅速な変更処理を行い、返還金、弁償金の発生を抑止する。
- (イ) 発生した返還金等に対しては、受給者の了解を得た上で、保護費からの充当を行うことで確実な債権回収を推進する。また、これが困難な場合においても、保護費の窓口払いへの切替えや、財産管理支援サービスの利用指導を行い、着実な回収に努める。

(ウ) 平成30年12月にリプレースした生活保護システムを活用し、他課とのデータ連携による手当等の受給状況の把握と、収入変更処理を迅速に行うことで、過払金の発生を抑止する。

イ 福祉資金貸付金返還金

(ア) 滞納月数に応じて催告書の文面を変え、借受人及び連帯保証人等に送付する(年2回)。

(イ) 債権回収業者との連絡を密にし、債務者の状況を把握した上で委託する債権を見直す。